

都の空

発行所

都の空事務局

事務局

東京都台東区東上野1-24-4

丸千第二ビル2F

浅野修一事務所内

TEL 03-3835-2233

FAX 03-3832-7175



市民講師 田村都彦氏 石田・宮川・久保田会員

平成7年12月15日(金)の職場見学

東雲

今年の国会は、住専国会であった。バブル崩壊にともなう減速経済は、経験則にもとずく予知、予測も全く無力であった。わが国経済が、はじめて遭遇するピンチである。国会は、公費処理(税金の負担)六八五〇億円の適否をめぐる紛糾した。

政治責任、官僚責任、母体行責任、住専の責任、当事者たる債務者の責任等である。責任のない納税者がなぜ負担しなければならないのかという率直な疑問は依然として解消していない。

処理案は大別して、自民党はじめ与党三党は入口で公費処理し、責任の所在、金融行政のあり方を糾していくといい、新進党はそれらを明らかにしたのち、すなわち出口で公費処理しろといい、共産党は責任の所在等は当然として全てを母体行に負担させろというものであった。

とまれ、与党案が衆、参両院で議了され可決した。肝心の債務者が外車に乗ったり、豪邸に住んでいたりで、アメリカの貯蓄組合の破綻処理(五千人以上が逮捕され服役している)との隔たりに、国民感情との遊離が心配であるがなんとかして困難を乗り切りたいものである。

三商日記

好川栄一

(昭和十二年卒)

私は昭和十二年三月三商卒業の五期生です。今、七五歳の老人です。年をとるとどういふ訳か昔が懐かしくなります。三商時代の友人との交流をよみがえらせ、その交流の輪を揚げたいという気持ちがつるようになりました。それが以下に述べる三商日記につながったのです。

私は自分の本来の日記のほか、自分で勝手に三商日記と名付けた日記を書いています。当初は、三商の思い出や私の亡き母が吉沢校長に寄せた敬慕の念などを紙に書き、五期生の中でも比較的つき合いのあった友人に送ったのでした。以外にも大きな反響があつて、多くの五期生諸兄から三商の思い出、吉沢校長流の、当時としてはまだ例の少ない自由主義的な教育に対する尊敬の念、さらには現代日本の流れに対する反省、あるいは現在の各ご当人の生活や健康の状態など実いろいろの事を記したお便りが来るようになりました。これを私ひとりの机の引き出し

にしまっておくのは勿体ない、できるだけ多くの五期生諸兄に読んでもらいたい味わつてもらおうべきだと考えました。B五版二十七行の用紙にうつし書きを始めました。長文のお手紙は要点に絞り、誤字は辞書を頼りに訂正し、お便りに対して時には私の感想も添え書きして、日記が二十頁乃至三十頁になった時点でコピーして、現在役百名の五期生とその未亡人に送っています。

一昨年、平成五年十一月十五日から始めて丁度三百頁になりました。五期生の親交を深くしたい輪を拡げたいという思いでやつていまして、約百名全員に対して必ず郵送しています。百名の四分の一の同期生は全く梨のつぶてです。ご当人は病気がもしれない、と、思つて欠かさず発信しています。事実、梨のつぶては約35%あつた状態から25%になった次第で、お返事をくれる人が少しずつ増えていくことはなんともううれしいこと

であります。北は旭川、南は別府の同期生からお便りが届きます。五期生の諸兄が三商日記を読みながら、この松下とは三年A組で一緒にふざけたかな、この五十嵐とは四年B組の時、習志野の原で突撃の演習をしたのではなかったかな、などと思ひ出した時、各学年でどのクラスに属していたかが分かる学年別クラス別名簿があれば思ひ出のために非常に役に立つてあるかと考えて、それを作ろうとしましたがそれは非常な難作業でした。

百名の諸兄に、ご自分が一年から五年までの各学年において何クラスに属したか、そのクラスで同期生であつた級友は誰と誰であつたか、その級友の名を一人でも二人でもいいから書き送つてくれ、と依頼しました。その返事を集大成すれば名簿が出来ると思つたのでした。しかし、ひるがえつて思うに私自身も一年と五年の時を除いては何クラスに属していたか記憶がない、友人の顔は記憶にあつてもそれが何学年の何クラスであつたか極めてあいまいであることに気がきました。案の定、大部分の五期生から同趣旨の返事が返ってきました。名簿作成の作業は遂に挫折してしまいました。

ただし、この作業は意外な効果を生んでくれました。何人かの同期生が一E、三D、三E、三F、四D、四E、五A、五Dの集合写真を提供してくれたのです。新学期の四月頃、校舎を背景に撮つたもの、富士の裾野や習志野の軍事教練演習場で撮つたもの、五月五日の端午の節句の折に校庭で撮つたものなど様々です。これらの写真は学年別クラス別名簿を作成するに於いてたしかに役立ちました。が、それよりも、それらの写真をカメラ屋さん頼んでネガを作つて焼増して、そこに写っている諸兄宛に送りましたところ受け取つた諸兄が大喜びしてくれたことが、五期生の親交を一層深いものにするに役立ったのです。なにしろ昭和二十年三月十日の大空襲で家も物もすべてを焼かれてしまった諸兄が多いのですから、昭和十年頃つまり六十年前の懐かしい少年時代の顔を見て感激してくれたのでしよう。にわかに多くの同期生から寄付金を頂くようになって五期の会の財政はリッチになりました。

本当は、それらの写真に写つて

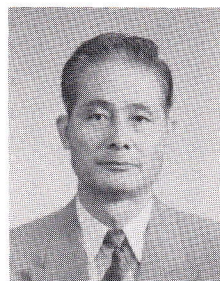
すべてに、懐かしい友人の顔が鮮やかに見えるそれらの写真を送りたいのですが、それでは費用がかかり過ぎるので、三商日記の頁にコピー機でそれらの写真をコピーして百名の諸兄に送っています。自分でコピーしている内に、文字とちがつて写真は僅かな濃淡の差で鮮明にもなり不鮮明にもなることが分かつて、この頃はコピーがかなり上手になつたぞ、と自負している次第です。

日記の内容については、なるべく暗くならないように、古くさくならないようにと心掛けています。この二年間に亡くなった同期生は十一名ですからどうしても哀悼の言葉が多く、また病気の諸兄も多いので、その病状をお伝えする限り明るい記事とは言えないものになり、さらに昔の三商、門前仲町界隈の思い出となればどうしても古くさいということになつて、若干の批判があることは承知しています。日記をなるべく明るいものにして、私の健康が許す限り書き続け送り続けるつもりです。読み易いように、行書(くずし字)を避けて楷書で書き続けま



ポス七

す。あと何年続くことやら。



三商会計会の入会に際して

石川 昭 (昭和三十三年卒)

私は都立第三商業高校を昭和三十三年三月に卒業(第二十五期)しました石川昭です。この度、大先輩の宮川隆一先生(第十一期)のご紹介で本会に入会させていただくこととなりました。

私は、税理士事務所の実務経験がありませんが、三十七年に及ぶサラリーマン生活から新しい仕事への挑戦を決意し、この六月、税理士登録を完了、自宅を事務所として開業しました。

三商会計会のご先輩の皆様には、今後何かとお世話になることと思いますが、前向きにコツコツと頑張る所存です。どうか、温かいご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。

私は、墨田区本所(亀沢、石原)で生まれ育ち(家業はメリヤス業)、昭和三十三年三商を卒業し、川崎製鐵株式会社(川鉄)に入社しました。

高炉一貫メーカーとしての地位を築きつつあった当時の川鉄は、千葉に一貫製鉄所を建設中で活気のある職場でした。しかし、事務

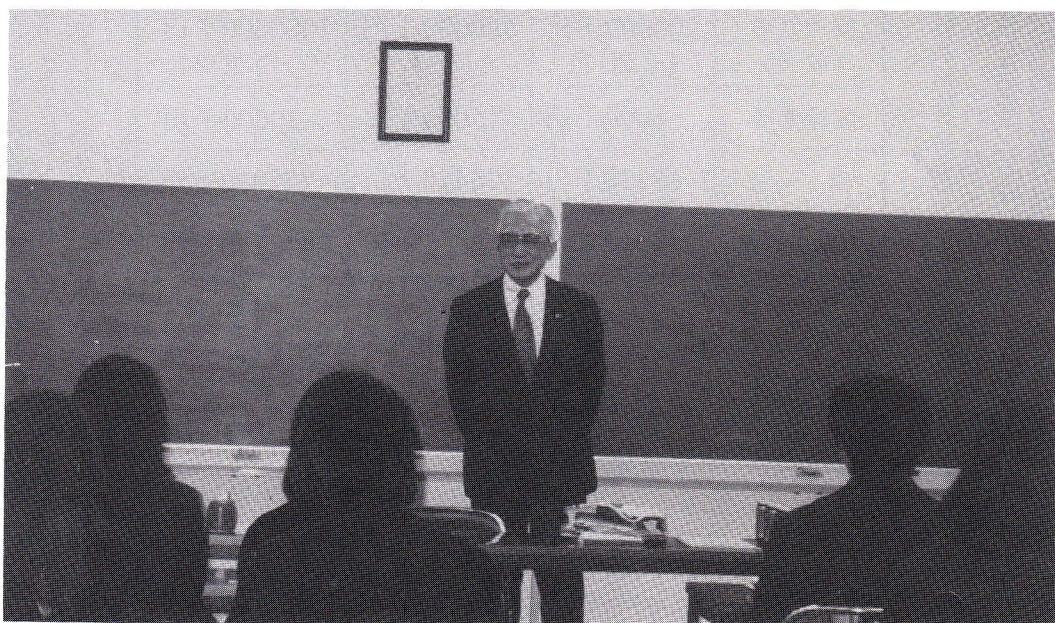
所の環境は現在と比べると最悪(砂ぼこり、木造古平屋、団扇、タイガー計算機・・・)であったことが懐かしく思い出されます。会社生活三十七年間、千葉↓神戸↓横浜↓東京↓千葉↓岐阜↓千葉↓東京と転勤、業務は、原価計算に始まり、原価管理、利益計画、会社決算、有証報告書作成、出向先の二社で資金、経理、総務を経験しました。ところで、いま自分に何が残っているのだろうか?これからの仕事にどう役立っているのか?

資格取得の動機は、「何かを」と、また同期生の阿部数利先生の意気(昭和三十年代後半に富士銀行員を脱サラして挑戦、独立)にふれ、その頃、到底彼の意気には及ばないが、資格を取り、五十歳頃には独立できたらと夢を持ったように思います。

試験合格の時期は、簿記論昭和四十五年、財務諸表論昭和四十八年、一時中断、所得税法昭和六十年、事業税法平成四年、国税徴収法平成六年で五科目に足掛け二十

五年余を費やしました。また、これ以外の法人税法、相続税法、固定資産税法、酒税法、消費税法を各々二年勉強したこと、及び宅地建物取引主任者、社会保険労務士の資格も取りましたが、どれも実務が今後の最大の課題であります。

現在の状況は、この四月から会社の転職準備休暇制度を利用(出社不要、給料半額、平成八年三月退職条件)し、専ら顧客開拓(捜し)のために、支部の例会、研修会、勉強会、横浜市主催講座への参加、また会社関係、友人関係へのPRなどチャンスを求めて動いています(訪問開拓ダメ、宣伝ダメなど、じつと我慢、待ちの状態)、今のところ「成果なし」、気候もチョッピリひんやりし、頭に不安が掠める今日この頃です。自己紹介、現況、お願い等、拙い文章ですが最後までお読みいただきありがとうございます。皆様の益々のご活躍とご健康を心からお祈りいたします。



不動産に対する税法並びに新しい借地借家法と 不動産鑑定評価の関係についての私の見解。

島 田 誠之助

(1) 不動産税法と土地に対する不動産鑑定評価

(昭和十二年卒)

今年八月、私は、かつての教え子で不動産業を経営しているM君に鑑定評価に必要な最近の売買事例を教えていただきたいと申し入れをなしたのだが彼は「島田先生も既にご存知のとおり中央区の商業地の地価の下落は、今なお治まらず今年になってから全く売買事例は皆無である」との報告を受けた次第である。更にM君は私に対して「なんと申しても、不動産取引に対して税金が、あまりにも過酷であり、このような状態では取引は、出来ない」との返事であった。

今年八月、私は、かつての教え子で不動産業を経営しているM君に鑑定評価に必要な最近の売買事例を教えていただきたいと申し入れをなしたのだが彼は「島田先生も既にご存知のとおり中央区の商業地の地価の下落は、今なお治まらず今年になってから全く売買事例は皆無である」との報告を受けた次第である。更にM君は私に対して「なんと申しても、不動産取引に対して税金が、あまりにも過酷であり、このような状態では取引は、出来ない」との返事であった。

思うに今日の不動産税法は、バブル時代の土地暴騰に対してそれを弾圧するための税法であったのであるが然しながら平成三年を境にして土地は、下落してその下落が長く継続されて今日に及んでいるのである。否バブル時代が崩壊して資産のデフレ現象が起きて、経済界において銀行の不良債権が発生し、資産がデフレに成ればなるほど、失業者が増大している今日では、この税法は、撤廃されなければならぬのであるにも拘わらず未だに高率税法が適用されている。

資産の価値が上がれば上がる程、失業者の数は減少していくのが経済原則である。取引が沈滞して、不景気は慢性化する事は、あまりにも明白である。経済は、常に生きていく。臨機応変の処置をとることの出来ない役人を抱えている事は、日本国民の不幸であると断言せざるを得ない。世間の人々は「役人天国の日本」といつている。時々私の事務所に地価が暴落しているのには、固定資産税が上がっているのはいかなる事であるかの問い合わせがある。固定資産税の基礎は、政府は、公示価格の70%、相続税の基礎である路線価は、公示価格の80%と決定しているのである。一体全体なぜに、こんな割合が決定出来るのか、誠に不思議千番である。公

示価格は、不動産売買に対する均衡上からのものであるに反して固定資産税は、毎年課税される保有税であり、相続税のごときは、苟も財産と同じであり、それぞれ目的が異なるものである。かくのごとき税法は、直ちに撤廃されるか一大訂正がなされなくてはならない。会計人会の先生方に私の説明は、怡も「お釈迦様に説法。」の感なきを得ないのであるが、次に私は、一応長期資産譲渡の対する試算を確認のためにしたのであるが、やはり高率でありM君の返事を納得したじたいである。

示価格は、不動産売買に対する均衡上からのものであるに反して固定資産税は、毎年課税される保有税であり、相続税のごときは、苟も財産と同じであり、それぞれ目的が異なるものである。かくのごとき税法は、直ちに撤廃されるか一大訂正がなされなくてはならない。会計人会の先生方に私の説明は、怡も「お釈迦様に説法。」の感なきを得ないのであるが、次に私は、一応長期資産譲渡の対する試算を確認のためにしたのであるが、やはり高率でありM君の返事を納得したじたいである。

(2) 長期の土地譲渡に対する課税の試算について

不動産の税制は、下記のような試算をなすのである。即ち譲渡価格(収入)に対して取得費用5%、譲渡費用は収入に対して3%となし、四〇、〇〇〇千円以下に對

譲渡価格 (収入)	20000千円 (2億円)	50000千円 (5億円)	100000千円 (10億円)
譲渡費用	6000千円	15000千円	30000千円
税金	68770千円	176410千円	355810千円
手取り金額	125230千円	308500千円	614190千円

て所得税25%住民税は、7.5%四〇〇〇千円を超える部分に対しては、所得税の30%住民税は9%という前提で試算すると左記の通りである。

以上により二億円の売却は、手取り金一億二千五百二十万円であり、税金が極めて過酷である。さらに相続においては、不動産の売却がなされないにも拘らず、あたかもこれが上に加算され、未実現利益に対して課税されるのである。会社法人は、未実現利益を利益として計算すれば会社財産を危険状態に置くものとして役員は、罰則が適用されるのであるから、我々は、相続については不動産は除外すべきものとして取り扱う事が妥当、として考えるべきものとすべきであり、将来売却された時点で課税するのが当然と思う次第である。さらに相続の不動産については、今日は、遺産相続のため、兄弟の争いが極めて激しく名高い裁判官ですら、これは日本の美しい家族関係の破壊であると指摘している現状であり、我々国民は、声をはりあげて修正しなければならぬと思われ。



わが子

目下楽しんでいきます

友野 信吉 (昭和三十五年卒)

私の目下のところの楽しみは、ゴルフをすることと、テレビでのスポーツ観戦です。

今日も今日とて夜がまだ明けやらぬ暗い五時過ぎに起き、ゴルフ場目指して一路まっしぐら。

いつもは、顧問先の社長であり、ゴルフの相棒であるS氏と二人ですが、今日は生憎ご家族に怪我人が出たとかで急に行けなくなり、私の一人旅です。本日の同伴者は、今迄にも何度か一緒にしたMご夫妻と、いつも一人でみえる女性のAさんです。私のゴルフ歴はかれこれ十六・七年になります

が生来の運動神経のなさと、練習も全んどせず我流でゴルフを始めたことによる悪いクセ等によりハ

ンデイは何々あがりません。ゴルフアアの最初のカベ100を切っていればよし。楽しくなければゴルフじゃない。の精神のもと、いつもワイワイガヤガヤS氏と大さわぎです。

今日は相棒が一緒でないので、若干遠慮勝ちにしていた故か、前後の組の顔見知りのメンバーさんか

ら。今日は元気がないネ。とか。今日は調子が悪そうだね。と声をかけられる始末です。

その一因は、同伴のA女と相性の良くないことを知っていることでもあります。

さて本日の成績はMさん84、A女88、私は、バーディーありバ

ーありOBありと、大変入りのはげしいゴルフでトータル98、一寸不満足、プレー終了後は風呂にも入らず直ちに帰り仕度。帰路の高

速道路の渋滞をさけるため一目散で我が家へと急ぎます。全く我ながら性格そのものせつちゴルフ

です。今日は途中事故渋滞に出逢いましたが、二時半には家に辿りつき、早速風呂に入り、さっぱりしてさ

てこれから第二ラウンドです。テレビのチャンネルセンサーを手

元に、冷たいビールを飲みながらのスポーツ観戦です。辰吉のボクシングが始まっています。女子

マラソンも終盤に入り、途中ころんだ浅利が一着でゴールへ、そしていよいよ男子ゴルフ・女子ゴル

フの中継のはじまりです。たしかグリコのキャッチコピーに。一粒で二度おいしい。と云うのがあったと思いましたが、私の場合は自分でプレーをして楽しみ、プロゴルフアアのプレーを観戦して楽しみ。一日で二度楽しい。と自画自

賛悦に入っております。私はそんなの持ち病があるのでそのりハ

ビリとストレス解消を兼ねS氏と月に二回位、そして江戸川支部の

仲間と月一回のゴルフコンペを楽しみに、毎日の仕事に励んでおり

ます。



校歌

作詞 前田夕暮
作曲 山田耕筰

一、都の空は明けたり、今

希望は燃ゆる若きわれら

都立第三商業、ここに拠るや

日本の富を担ふわれら

二、富岳の雪を望む窓辺

理想は高し、若きわれら

都立第三商業、ここに居るや

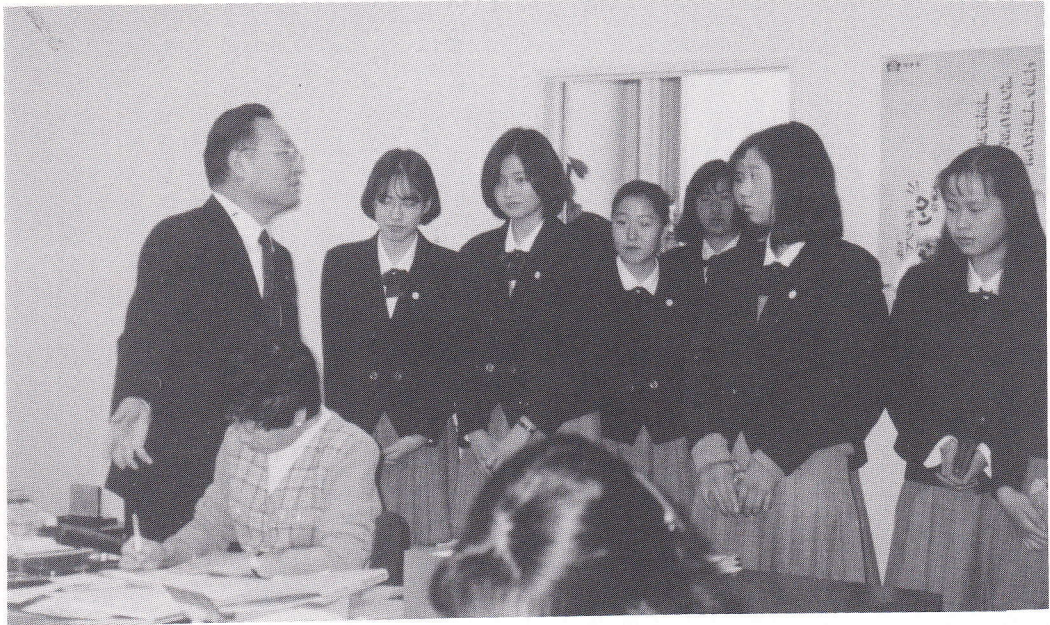
都の栄えを築くわれら

三、東都の海の門にありて

心は潤し、若きわれら

都立第三商業、ここに立つや

江戸の誇りを継げるわれら



母校生徒による 職場見学会開催

久保田 光 信 (昭和三十年卒)

母校において実施されている市民講師による会計実務の特別講義を受講されている会計科の生徒の職場見学会が、昨年に引き続き、三商会計人会主催により、平成七年十二月十五日(金)午後二時江戸川区小松川一丁目五番二号都営新宿線駅前のメゾンリバーサイドビル内にある事業所を中心に実施された。

実施に当って、その計画を幹事の宮川先生が中心となり種々策定して頂き、学校のご協力を迎ぎ、最終打ち合わせを十二月五日(火)校長のご配慮で校長室をお借りして行った。

学校側から校長をはじめ教頭の飯島先生、担当教諭の藤波先生、会計人から石田副会長、宮川幹事、久保田幹事が出席、学校長のご挨拶の後、早速、当日の計画案が発表され、それに基づいて審議、学校側からの職場見学会の過去の反省点等から、それぞれの職場における職務内容の詳細な説明が不足している旨の話があり、この点

を注意しながら実施すること決定した。

実施当日は学校側からは飯島教頭先生、藤波先生をはじめ、市民講師として大変ご苦勞を頂いている田村先生、そして会計人会からは石田副会長、宮川幹事と小生が出席、十九名の生徒の参加を得て、定刻、教頭先生の丁寧なご挨拶を頂いて、次の通り実施した

一、講話

- ① 江戸川信用金庫人事部人事課 兼 研究課関口恒課長により、面接試験に当たっての注意点を中心に講話を受けた。
- ② 石田副会長より税理士の使命と役割及び資格取得について及び人生経験豊かな先生による国際問題等が話された。

二、見学会

- ① 久保田会計事務所内見学 職員の不始の作業態度を見学して頂き、その職務の内容そして責任等を話して聞かせた。
- ② 江戸川信用金庫東大島支店の

閉店後の状況及び職員の職務分担等を次長等から聞く。

- ③ ビル内において営まれているスーパー等の職場見学。

三、意見交換

職場見学の後、集會室にて意見交換の場を設けたが、特に質問もなく、これで生徒さんへのお役に立ったのか多少疑問を持ちながら終会と成った。

当日、江戸川信用金庫東大島支店の支店長さんには生徒さんに贈答品を頂いたり、種々ご協力を頂いたこと、又多くの先生方にご協力頂きましたことに感謝申し上げます。



会 則

第一章 総 則

第一条 本会は三商会計人会と称する。
 第二条 本会は会員相互の親睦をはかり、且つ、東京都立第三商業高等学校における簿記会計分野の学科の学習充実に寄与することを目的とする。
 第三条 本会は本部を会長宅に置く。

第二章 会 員

第四条 本会の会員は三商同窓会生にして、左記の資格のうちの一を有する者とする。
 一、公認会計士・税理士等の職業会計人
 二、会計学者
 三、当会が特に入会を認められたもの
 第五条 会費は必要の都度納入されるものとする。

第三章 役 員

第六条 本会に左記の役員を置く。
 会長 一名 副会長 三名 幹事 若干名
 監事 二名
 第七条 会長、副会長、幹事は総会において会員中より選出する。役員の任期は二年とする。
 会長は本会を代表し、会務を統理する。
 会長は幹事会及び総会の議長となる。
 副会長は会長を補佐し、会長に事故ありたるときは、

これを代理する。
 第九条 幹事は本会則の規定により会務を掌理するほか、会長、副会長共に事故あるときは互選によってその職務を代理する。

第十条 本会の役員は任期満了後も、後任者の就任までその職に在る者とする。但し、再選を妨げない。

補欠者の任期は前任者の残存任期による。
 第十一条 幹事会は、正副会長、幹事をもって組織し、本会所定の事項のほか総会の委任による重要事項を決議する。但し、緊急の場合は幹事会の決議をもって総会の決議に代えることができる。

第十二条 幹事会は会長が必要と認めるとき、または幹事の過半数の請求があつたとき会長がこれを招集する。

第十三条 本会の幹事会の決議を経て顧問及び参与を置くことができる。

第四章 総 会

第十四条 総会は毎年六月に開催するものとし、臨時総会は必要の都度開催するものとする。

第十五条 総会は会長がこれを招集する。

第十六条 総会の議事は出席者の過半数を以て決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

◆ 原 稿 募 集 ◆

随筆、事例研究、合格体
 験記等なんでも結構です。
 事務局宛ご送付ください。
 特に若い会員の原稿をお待
 ちしています。

三商会計人会事務局

東京都台東区東上野1丁目24番4号
 丸千第二ビル2階 浅野修一事務所内
 電 話 03(3835)2233番 (代表)
 F A X 03(3832)7175番